

釧路市中小企業融資制度に係る

信用保証料補助制度

創業支援資金の貸付けを受けられた事業者の方を対象に、
信用保証料を補助します！

申請対象者

創業支援資金の貸付けを受けた個人又は中小企業者の方々

補助金額

申請者が創業支援資金の貸付を受けるにあたり、北海道信用保証協会に支払った信用保証料相当額
(※ただし限度額は20万円まで)

申請について

申 請 条 件	1. 創業支援資金の貸付けを受けた個人又は中小企業者 2. 補助金の交付は1事業者につき1回限りとする
申 請 書 類	1. 申請書 【市のホームページから様式のダウンロード可】 2. 信用保証料を支出したことを証明する書類 (融資の計算書等) 3. 北海道信用保証協会発行の、信用保証書の写し又は信用保証決定の通知書の写し
留 意 事 項	1. 補助申請は、創業支援資金の貸付けを受けた翌日から起算して90日以内に行うこと 2. 創業支援資金の運転資金と設備資金の貸付けを同日で受けた場合のみ、運転資金分と設備資金分の信用保証料補助を合算することができます 3. 創業支援資金の貸付けを受けた者が、直接市に申請をすること

お問合せ・お申込先

釧路市 産業振興部 商業労政課 商業労政担当

住所：釧路市黒金町7丁目5番地

TEL：0154-31-4548 (直通)